

三田市農業共済条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 (事務費の賦課)</p> <p>第5条 市は、毎会計年度、市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定による賦課金(以下「賦課金」という。)の納期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての加入者負担共済掛金の納期限と同一の期限とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第6条～第11条 省略 (共済関係に関する権利義務の承継)</p> <p>第12条 共済目的の譲受人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この条において同じ。)は、市の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、<u>家畜共済にあつては譲受人の住所が兵庫県の区域外にある場合、家畜を兵庫県の区域外において飼養し、又は飼養しようとする場合、承諾の申請につき第51条第1号、第2号又は第5号に掲げる事由がある場合又は譲受人と市との間に譲渡人の包括共済関係と同じ種類の共済関係が存している場合、農作物共済、畑作物共済又は園芸施設共済にあつては譲受人の住所が兵庫県の区域外にある場合</u>には、市は、承諾を拒むものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、その者の住所、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、市に承諾の申請をしなければならない。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 (事務費の賦課)</p> <p>第5条 市は、毎会計年度、市が共済事業を行うため必要とする事務費予定額から法第19条の規定による国庫の負担に係る部分の金額、その他の収入予定額に相当する金額を差し引いて得た金額の事務費及び兵庫県農業共済組合連合会から市に賦課された賦課金の支払に充てる費用を市との間に共済関係の存する者に賦課するものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定による賦課金(以下「賦課金」という。)の納期限は、当該賦課金に係る共済目的又は共済関係についての加入者負担共済掛金の納期限<u>(当該加入者負担共済掛金を第70条第1項又は第80条第1項の規定により分割して納付する場合にあつては、その第1回の納期限)</u>と同一の期限とする。</p> <p>4～6 省略</p> <p>第6条～第11条 省略 (共済関係に関する権利義務の承継)</p> <p>第12条 共済目的の譲受人(農業共済資格団体<u>(法第20条第2項に規定する農業共済資格団体をいう。以下同じ。)</u>の構成員が共済目的を譲り受けた場合にあつては、当該農業共済資格団体。以下この条において同じ。)は、市の承諾を受けて、共済関係に関し譲渡人(農業共済資格団体の構成員が共済目的を譲り渡した場合にあつては、当該農業共済資格団体)の有する権利義務を承継することができる。この場合において、<u>正当な理由がある場合</u>には、市は、承諾を拒むものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第1項の規定による承諾を受けようとする譲受人は、当該譲受けの日から2週間以内に、その者の住所<u>(譲受人が法人である場合はその事務所の所在地、譲受人が農業共済資格団体である場合はその代表権を有する者の住所)</u>、共済目的の所在地その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、市に承諾の申請をしなければならない。</p> <p>4～6 省略</p>

第13条～第16条 省略

(通知義務)

第17条 市との間に共済関係の存する者は、共済目的に、次の各号に掲げる共済事業の種類ごとに、当該各号に定める異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

(1)～(6) 省略

2～7 省略

8 園芸施設共済に係る第111条第3項又は第4項の申出をした第110条第1項の園芸施設共済資格者は、第4項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書(撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出しなければならない。

9 園芸施設共済に係る第111条第3項又は第4項の申出をした第110条第1項の園芸施設共済資格者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

10 前項の規定による通知は、第123条第3項の特定園芸施設撤去費用額又は同条第5項の園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内になければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他園芸施設共済資格者に責任を問うことのできない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内にする事ができないときは、当該1年が経過する前に市の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができる。

第18条～第30条 省略

(引受方式の選択方法)

第31条 水稻及び麦に係る農作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類(麦にあっては、同欄に定める区分)につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、当該共済目的の種類全部又は一部について地域インデックス方式を選択するときは第2区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあっては全相殺方式資格者、災害収入共済方式にあっては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
-----	-----	-----	-----

第13条～第16条 省略

(通知義務)

第17条 市との間に共済関係の存する者は、共済目的に、次の各号に掲げる共済事業の種類ごとに、当該各号に定める異動を生じたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

(1)～(6) 省略

2～7 省略

8 園芸施設共済に係る第111条第3項又は第4項の申出をした第110条第2項の園芸施設共済加入者は、第4項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書(撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。)を提出しなければならない。

9 園芸施設共済に係る第111条第3項又は第4項の申出をした第110条第2項の園芸施設共済加入者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨を市に通知しなければならない。

10 前項の規定による通知は、第123条第3項の特定園芸施設撤去費用額又は同条第5項の園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から1年以内になければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他園芸施設共済加入者に責任を問うことのできない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であって、当該通知を1年以内にする事ができないときは、当該1年が経過する前に市の承認を受けて、3年を限り、その期間を延長することができる。

第18条～第30条 省略

(引受方式の選択方法)

第31条 水稻及び麦に係る農作物共済の引受方式を選択するときは、次の表の第1欄に掲げる共済目的の種類(麦にあっては、同欄に定める区分)につき、同表の第2欄に掲げる区分のうち当該共済目的の種類全てについて地域インデックス方式以外の引受方式を選択するときは第1区分、当該共済目的の種類全部又は一部について地域インデックス方式を選択するときは第2区分に属する同表の第3欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の第4欄に掲げる引受方式のいずれかを選択するものとする。この場合において、全相殺方式にあっては全相殺方式資格者、災害収入共済方式にあっては災害収入共済方式資格者に限り選択できるものとする。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
-----	-----	-----	-----

省略				
麦	省略			
	裸麦	省略		
	その 他の 麦	第1区 分	15類	秋期に播種する その他の麦
全相殺方式、半相殺方式、災害収入共済方式及び一筆方式				

(加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法)

第32条 水稻に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率(法第137条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 麦に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物共済基準共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合(法第10条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。)を乗じて得た金額を差し引いて得た金額とする。

3 農作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける農作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定される金額から更に当該農作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

4 第5条第6項の規定は、前3項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

第33条～第34条 省略
(共済掛金)

第35条 農作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた基準共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第36条～第40条 省略

省略		
麦	省略	
	裸麦	省略

(加入者負担共済掛金の額及びその徴収の方法)

第32条 水稻に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物基準共済掛金率(法第137条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の2分の1に相当する金額(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

2 麦に係る農作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第35条の規定により算定した農作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該農作物共済加入者に係る共済金額に当該農作物共済加入者に係る農作物共済基準共済掛金率及び農作物共済掛金国庫負担割合(法第10条第2項の農作物共済掛金国庫負担割合をいう。)を乗じて得た金額(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第6項の規定は、前2項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

第33条～第34条 省略
(共済掛金)

第35条 農作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第36条～第40条 省略

(共済金の支払の免責等)

第41条 次の場合には、市は共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 農作物共済の申込みをした農作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第27条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)

2～3 省略

第42条～第58条 省略

(共済金の支払の免責)

第59条 次の場合には、市は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき(市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)

(6)～(9) 省略

第60条～第62条 省略

(重大事由による解除)

(共済金の支払の免責等)

第41条 次の場合には、市は共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 農作物共済の申込みをした農作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する次に掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)

ア 共済目的の種類

イ 第27条第1項第3号に掲げる事項

ウ 共済関係について災害収入共済方式を選択する場合にあっては、当該共済関係に係る農作物に係る収穫物の出荷計画

2～3 省略

第42条～第58条 省略

(共済金の支払の免責)

第59条 次の場合には、市は、家畜共済に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 家畜共済の申込みをした家畜共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る家畜に関する次に掲げる事項又は事実につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき(市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)

ア 第50条第1項第3号に掲げる事項

イ 申込みの際現に飼養している家畜の頭数

ウ 申込みの際現に飼養している家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けているものがあること又は疾病若しくは傷害の原因が生じているものがあること。

(6)～(9) 省略

第60条～第62条 省略

(重大事由による解除)

第63条 市は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

(1)～(3) 省略

第64条 省略

(共済関係の失効)

第65条 個別共済関係に付された家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により当該個別共済関係に関し権利義務が承継された場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 第55条第2項に規定する場合であって、第69条第1項又は第79条第1項の規定に違反したときは、当該家畜共済の共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3～5 省略

第66条～第67条 省略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第68条 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第76条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1(豚に係るものにあつては、5分の2)に相当する金額(その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額)を差し引いて得た金額とする。

2 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける家畜共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される金額から更に当該家畜共済加入者に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第6項の規定は、前2項の納付について準用する。

第69条～第75条 省略

(共済掛金)

第63条 市は、次に掲げる事由がある場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

(1)～(3) 省略

2 市は、第51条第2号に掲げる事由が生じた場合には、家畜共済の共済関係を解除するものとする。

第64条 省略

(共済関係の失効)

第65条 個別共済関係に付された家畜について譲渡又は相続その他の包括承継があったときは、第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により当該個別共済関係に関し権利義務が承継された場合を除き、当該個別共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があった時からその効力を失う。

2 第55条第2項に規定する場合であって、第69条第1項若しくは第79条第1項の規定に違反したとき又は第70条第3項若しくは第4項若しくは第80条第3項若しくは第4項の第1回目の加入者負担共済掛金の納期限までに当該共済掛金が納付されなかったときは、当該共済関係は、その成立の時からその効力を失う。

3～5 省略

第66条～第67条 省略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第68条 死亡廃用共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、第76条の規定により算定した家畜共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該共済掛金の2分の1(豚に係るものにあつては、5分の2)に相当する金額(その金額が法第12条の農林水産大臣の定める金額を超える場合にあつては、その農林水産大臣の定める金額)(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあつては、当該金額及び当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

2 第5条第6項の規定は、前項の納付について準用する。

第69条～第75条 省略

(共済掛金)

第76条 死亡廃用共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数} (\text{共済掛金期間} (\text{月数}) / 12 (\text{群単位肉豚にあつては} 1))$$

共済掛金期間(月数)の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた基準共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第77条～第81条 省略

(疾病傷害共済の支払限度額)

第82条 疾病傷害共済の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時に於いて家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分(病傷)に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあつては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時に於ける価額(これらの金額が施行規則第109条の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額)に、同条の支払限度率を乗じて得た金額とする。

第83条 省略

(共済掛金)

第84条 疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数} (\text{共済掛金期間} (\text{月数}) / 12)$$

共済掛金期間(月数)の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた基準共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第85条～第86条 省略

(定義)

第87条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 畑作物共済資格団体 法第20条第1項第5号に規定する農作物につき栽培を行うことを目的とする農業共済資格団体をいう。

(7)～(9) 省略

第88条～第93条 省略

第76条 死亡廃用共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} \times \text{短期係数} (\text{共済掛金期間} (\text{月数}) / 12 (\text{群単位肉豚にあつては} 1))$$

共済掛金期間(月数)の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第77条～第81条 省略

(疾病傷害共済の支払限度額)

第82条 疾病傷害共済の支払限度額は、包括共済関係にあつては共済掛金期間の開始の時に於いて家畜共済加入者が現に飼養している当該包括共済関係に係る包括共済家畜区分(病傷)に属する家畜のその時における価額の合計額、個別共済関係にあつては共済目的たる家畜の共済掛金期間の開始の時に於ける価額(これらの金額が施行規則第109条の農林水産大臣が定める金額を超える場合にあつては、当該金額)に、同条の支払限度率を乗じて得た金額(1年に満たない共済掛金期間にあつては、当該金額に施行規則第3条第3項第2号の農林水産大臣が定める係数を乗じて得た金額)とする。

第83条 省略

(共済掛金)

第84条 疾病傷害共済の共済掛金は、共済目的の種類ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第85条～第86条 省略

(定義)

第87条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 畑作物共済資格団体 法第20条第1項第4号に規定する者のみが構成員となつている農業共済資格団体をいう。

(7)～(9) 省略

第88条～第93条 省略

(引受方式の選択)

第94条 省略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第95条 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第98条の規定により算定した畑作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に、当該畑作物共済加入者に係る畑作物基準共済掛金率(法第154条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合における当該補助金の交付を受ける畑作物共済加入者に係る加入者負担共済掛金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される金額から更に当該畑作物共済加入者の当該共済目的の種類に係る当該補助金の金額を差し引いて得た金額とする。

3 第5条第6項の規定は、前2項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

第96条～第97条 省略

(共済掛金)

第98条 畑作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた基準共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第99条～第102条 省略

(共済金の支払の免責等)

第103条 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 畑作物共済の申込みをした畑作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する第90条第1項第2号から第5号までに掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)。

(引受方式の選択方法)

第94条 省略

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第95条 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、類区分ごとに、第98条の規定により算定した畑作物共済加入者が納付すべき共済掛金から、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に、当該畑作物共済加入者に係る畑作物基準共済掛金率(法第154条第1項の基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の100分の55に相当する金額(加入者負担共済掛金の一部に充てるための補助金がある場合にあっては、当該金額及び当該補助金の金額)を差し引いて得た金額とする。

2 第5条第6項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

第96条～第97条 省略

(共済掛金)

第98条 畑作物共済の共済掛金は、類区分ごとに、次の式によって算定される金額とする。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第99条～第102条 省略

(共済金の支払の免責等)

第103条 次の場合には、市は、共済金の全部又は一部につき、支払の責任を免れるものとする。

(1)～(3) 省略

(4) 畑作物共済の申込みをした畑作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る農作物に関する次に掲げる事実又は事項につき、悪意若しくは重大な過失によってこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(市がこれを知っていたとき及び過失によってこれを知らなかったときを除く。)。

ア 共済目的の種類

2～3 省略

第104条～第108条 省略

(共済関係の成立)

第109条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、次条第1項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける園芸施設共済の共済関係は、前項の規定にかかわらず、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)の全てを園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって成立するものとする。

(1)～(4) 省略

第110条～第111条 省略

(申込みの承諾を拒む場合)

第112条 市は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から園芸施設共済の申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第109条第2項各号に掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付された特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

第113条～第119条 省略

(共済掛金)

第120条 園芸施設共済の共済掛金は、共済関係ごとに、次の式によって算定される金額とする。

共済掛金＝共済金額×共済掛金率×短期係数(共済責任期間(月数)／12)
共済責任期間(月数)の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた基準共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第121条～第122条 省略

イ 第90条第1項第3号及び第4号に掲げる事項

2～3 省略

第104条～第108条 省略

(共済関係の成立)

第109条 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、次条第1項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申し込み、市がこれを承諾することによって、成立するものとする。

2 次条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときにおける前項の規定による申込みは、その者が所有する特定園芸施設(次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。)の全てについてするものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 当該特定園芸施設が他の損害保険等に付されており、かつ、次条第1項の園芸施設共済資格者が当該特定園芸施設につき共済関係を成立させない旨の申出をしたこと。

第110条～第111条 省略

(申込みの承諾を拒む場合)

第112条 市は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から園芸施設共済の申込みがあった場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負っていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第109条第2項第1号から第4号までに掲げる事由に該当するとき又は当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付された特定園芸施設であるときは、当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

第113条～第119条 省略

(共済掛金)

第120条 園芸施設共済の共済掛金は、共済関係ごとに、次の式によって算定される金額とする。

共済掛金＝共済金額×共済掛金率×短期係数(共済責任期間(月数)／12)
共済責任期間(月数)の1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 共済掛金率は、第148条の規則で市が定めた共済掛金率のうち、市との間に共済関係の存する者の危険段階区分に係るものを適用する。

第121条～第122条 省略

(共済金の支払額)

第123条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって園芸施設共済加入者が被る損害の額が小損害不填補の基準金額を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合であって、第17条第9項の規定による通知に際して、同条第10項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 省略

(2) 特定園芸施設撤去費用額に係る当該特定園芸施設(被覆物を除く。)の損害の割合が50%(施行規則第157条第5号の表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあっては、35%)を超える場合

4～9 省略

以下省略

(共済金の支払額)

第123条 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設等ごとに、共済事故によって園芸施設共済加入者が被る損害の額が小損害不填補の基準金額を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価額に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 省略

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの場合であって、第17条第9項の規定による通知に際して、同条第10項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項の規定により算定される金額に特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

(1) 省略

(2) 特定園芸施設(被覆物を除く。)の損害の割合が50%(施行規則第157条第5号の表のガラス室Ⅰ類又はガラス室Ⅱ類の区分に属する特定園芸施設にあっては、35%)を超える場合

4～9 省略

以下省略